

(R7.4.17)

島根県土木総務課建設産業対策室 武田、永島

TEL : 0852-22-5388 FAX : 0852-22-5782

E-mail : shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
住友重機械搬送システム (株) 大臣-第14414号	続木 治彦	東京都品川区西品川 1-1-1	令和 7年 4月18日から 令和 7年10月17日まで (6か月)
新明和工業(株) 大臣-第4305号	五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和 町1-1	令和 7年 4月18日から 令和 7年10月17日まで (6か月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

住友重機械搬送システム(株)は、特定地下式P.S.設置工事において、機械式駐車装置メーカーらと調整し複数業務にて受注業者を予め定め、また、納品見積においても業者間で価格調整を実施し、独占禁止法の規定に基づき公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令が出された。

新明和工業(株)は、平成29年以降、特定エレベーター方式P.S.設置工事において、同業他社らと複数業務において受注業者を予め定めており、独占禁止法の規定に基づき公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令が出された。

4. 指名停止措置理由等

同社らが公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2 第4号に該当する。

なお、指名停止措置期間は6か月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 次に掲げる建設工事等及び維持修繕業務等に関し 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事 等及び維持修繕業務等の請負契約の相手方として不適 当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除 く。)。	イ 県外における建設工事等 及び維持修繕業務等 6カ月以上24カ月以内